

## 第1回 瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会

日時：令和3年1月6日（水）

10時00分～

場所：瑞浪市化石博物館

### 次 第

1. あいさつ

2. 出席者紹介

3. 座長選出

4. 説明事項

1) 事業概要

2) 史跡の概要と対象範囲

3) 今後のスケジュール

5. その他

## 瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会要綱

### （趣旨）

第1条 この要綱は、本市の中山道及び関連文化財の適切な保存及び活用を図るための計画策定について、専門的な見地及び市民の立場から幅広く意見又は助言を求めるため、瑞浪市中山道保存活用計画策定懇談会（以下「懇談会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

### （意見等を求める事項）

第2条 懇談会において意見又は助言を求める事項は、次に掲げるものとする。

- （1）中山道の保存整備に関すること。
- （2）中山道の活用に関すること。
- （3）前2号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認めること。

### （参加者）

第3条 懇談会の参加者は、次に掲げる者のうちから教育長が依頼する。

- （1）学識経験者
- （2）まちづくりに関する見識を有する者
- （3）観光に関する見識を有する者
- （4）関係行政機関の職員
- （5）その他教育長が必要と認めた者

2 前項の場合において、教育長は、原則として、第5条に規定する開催期間中、同一の者に継続して懇談会への参加を求めるものとする。

### （運営）

第4条 懇談会の参加者は、その互選により懇談会の会議（以下「会議」という。）を進行する座長を定める。

2 教育長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

### （開催期間）

第5条 懇談会の開催期間は、2年間を目途とする。

### （庶務）

第6条 懇談会の庶務は、スポーツ文化課において処理する。

### （その他）

第7条 この要綱に定めるもののほか、懇談会に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

### 附 則

この要綱は、令和2年9月1日から施行する。

中山道保存活用計画策定懇談会 名簿

| 氏 名   | 区 分    | 所 属 等                 |
|-------|--------|-----------------------|
| 秋山 晶則 | 学識経験   | 岐阜聖徳学園大学（教育学部 教授）     |
| 櫻木 耕史 |        | 岐阜工業高等専門学校（建築学科 准教授）  |
| 可知 正己 |        | 瑞浪市文化財審議会（会長）         |
| 大竹 和夫 | まちづくり  | 日吉町まちづくり推進協議会（会長）     |
| 小栗 司  |        | 大湫町コミュニティ推進協議会（会長）    |
| 足立 亘  | 観 光    | 中山道観光ボランティアガイドの会（会長）  |
| 正木 麻子 | 行政機関   | 商工課（観光交流係長：観光施策担当）    |
| 棚橋 哲夫 |        | 都市計画課（都市政策係長：景観施策担当）  |
|       | オブザーバー | 岐阜県 環境生活部 県民文化局 文化伝承課 |
|       |        | 文化庁 文化財第二課            |
|       | 事 務 局  | 瑞浪市教育委員会スポーツ文化課       |

◎：座長

## 史跡等保存活用計画の標準目次構成

※『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業報告書』による

### 第1章 計画策定の沿革・目的

- (1) 計画策定の沿革
- (2) 計画の目的
- (3) 委員会の設置・経緯
- (4) 他の計画との関係
- (5) 計画の実施

### 第2章 史跡の概要

- (1) 指定に至る経緯
- (2) 指定の状況  
指定告示／指定説明文とその範囲／指定に至る調査成果／指定地の状況（所有関係等）

### 第3章 史跡等の本質的価値

- (1) 史跡等の本質的価値の明示
- (2) 新たな価値評価の視点の明示
- (3) 構成要素の特定

### 第4章 現状・課題

- (1) 保存（保存管理）
- (2) 活用
- (3) 整備
- (4) 運営・体制の整備

### 第5章 大綱・基本方針

望ましい将来像／基本方針

### 第6章 保存（保存管理）

- (1) 方向性  
具体的な保存の手法／現状変更等の取り扱い基準／指定地外の周辺環境を構成する諸要素の保存・管理の具体的手法／追加指定／公有化
- (2) 方法

### 第7章 活用

- (1) 方向性
- (2) 方法

### 第8章 整備

- (1) 方向性
- (2) 方法

### 第9章 運営・体制の整備

- (1) 方向性
- (2) 方法

### 第10章 施策の実施計画の策定・実施

### 第11章 経過観察

- (1) 方向性
- (2) 方法

## 史跡の概要

### (1) 史跡指定の理由

中山道は、江戸時代の五街道の一つで、江戸日本橋から草津宿で東海道に合流するまでの街道で、中仙道とも表記されたが、享保元年（1716）、幕府は、東山道の内の中筋の道として中山道の表記を採用した。一番目の武蔵板橋宿から近江森山宿までの 67 宿と、東海道の草津・大津両宿を合わせ、「中山道六十九次」とも呼ばれ、東海道と並ぶ重要な街道であった。

長野県小県郡和田村（現・長和町）の 27 番目の長久保宿付近から 28 番目の和田宿を経て和田峠まで、同県木曽郡南木曽町の 41 番目の三留野宿付近から岐阜県境の馬籠峠までが昭和 62 年に指定され、平成 3 年に追加指定が行われた。さらに平成 22 年には、岐阜県中津川市域のうち、馬籠峠から 44 番目の落合宿にかけて、平成 28 年には御嵩町のうち、48 番目の細久手宿から 49 番目の御嶽宿までの一部が追加指定された。

今回、追加指定を行おうとするのは、瑞浪市域の中山道である。瑞浪市内の中山道は丘陵部の尾根部を通過している。十三峠の権現山一里塚付近から、47 番目の大湫宿手前までの約 1.8 キロメートル、大湫宿から 48 番目の細久手宿までのうちの琵琶峠付近の約 1 キロメートル、奥之田一里塚、細久手宿から御嵩町境にある鴨之巣一里塚までの約 1.2 キロメートルである。

権現山一里塚のある十三峠は天保 13 年（1842）刊行の『東海木曾両道道中懐宝図鑑』に「大久手より大井の間を十三峠といふ。さかおほし」と記され、宝永八年（1711）銘の尻冷やし地藏や、阿波屋の茶屋跡、天保 11 年銘の三十三所観音石窟などがある。琵琶峠付近には八瀬沢一里塚や石畳等がある。琵琶峠は、文化 2 年（1805）刊行の『木曾路名所図会』などにも描かれた名勝地であり、美濃国内の中山道で標高が最も高い。細久手宿付近の急坂には天保 11 年銘の秋葉坂三尊石窟がある。

瑞浪市では平成 4 年度から 19 年度にかけて歴史の道整備事業を行い、道路や石畳、案内看板、道標等の整備を実施した。平成 20 年度からは中山道を活用したウォーキングイベントが行われている。なお、平成 8 年には文化庁選定「歴史の道百選」に選定されている。

以上のように瑞浪市内の中山道は、4 対の一里塚が良好に残り、全体として随所に往時の面影を伝えている。よって史跡に追加指定し保護の万全を図るものである。

【『月刊 文化財』9月号（第 672 号）、2020 年より転載】



(2) 史跡指定告示

文部科学省告示第 83 号

文化財保護法（昭和 25 年法律第 214 号）第 109 条第 1 項の規定に基づき、次の表の上欄に掲げる史跡に同表の下欄に掲げる地域を追加して指定したので、同条第 3 項の規定に基づき告示する。

令和元年 10 月 16 日

文部科学大臣 萩生田光一

【上欄】

| 名 称 | 関 係 告 示                                                                           |
|-----|-----------------------------------------------------------------------------------|
| 中山道 | 昭和 62 年文部省告示第 119 号、平成 3 年文部省告示第 55 条、平成 22 年文部科学省告示第 18 号及び平成 28 年文部科学省告示第 145 号 |

【下欄】

| 所 在 地         | 地 域                                                                                                             |
|---------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 岐阜県瑞浪市日吉町字奥ノ田 | 2058 番 2                                                                                                        |
| 同 日吉町字八瀬沢     | 6261 番 1 のうち実測 19.08 平方メートル、6261 番 2、6261 番 3 のうち実測 2060.78 平方メートル                                              |
| 同 日吉町字大越      | 6838 番 1                                                                                                        |
| 同 日吉町字鴨ノ巣     | 8711 番 1、8732 番 3、8732 番 4、8732 番 5、8732 番 6、8732 番 7                                                           |
| 同 日吉町字平岩      | 9102 番 6、9102 番 7                                                                                               |
| 同 日吉町字平尾      | 9228 番 1                                                                                                        |
| 同 大湫町字八瀬沢     | 3 番 2 のうち実測 1337.08 平方メートル、22 番 32 のうち実測 46.28 平方メートル、23 番、23 番 2 のうち実測 705.01 平方メートル                           |
| 同 大湫町字割山      | 221 番 133 のうち実測 49.17 平方メートル                                                                                    |
| 同 大湫町字向山      | 531 番 3 のうち実測 414.62 平方メートル                                                                                     |
| 同 大湫町字牛ヶ洞     | 577 番 4 のうち実測 6886.60 平方メートル                                                                                    |
| 同 大湫町字細久手     | 618 番 1、618 番 2、621 番 1 のうち実測 172.80 平方メートル、621 番 94                                                            |
|               | 右の地域に介在する道路敷、岐阜県瑞浪市大湫町字土橋 116 番 1 と同大湫町字土橋 117 番 4 に挟まれ同大湫町字土橋 116 番 1 と同大湫町字土橋 119 番 6 に北接する道路敷に挟まれるまでの道路敷を含む。 |
|               | 備考 一筆の土地のうち一部のみを指定するものについては、地域に関する実測図を岐阜県文化財担当部局及び瑞浪市文化財部局に備え置いて縦覧に供する。                                         |

(3) 指定区域の面積

|         |                          |                                      |
|---------|--------------------------|--------------------------------------|
| 指定面積    | 88,859.95 m <sup>2</sup> |                                      |
| ※追加指定面積 | 39,680.81 m <sup>2</sup> | 岐阜県瑞浪市                               |
| ※既指定面積  | 49,179.14 m <sup>2</sup> | 長野県小県郡長和町、同県木曽郡南木曽町、岐阜県中津川市、同県可児郡御嵩町 |

(4) 土地所有の状況（瑞浪市域分）

指定地：39,680.81 m<sup>2</sup>（市有地：29,815.70 m<sup>2</sup>、財産区有地：9,865.11 m<sup>2</sup>）

(5) 管理団体指定告示

文化庁告示第8号

文化財保護法（昭和25年法律第214号）第113条第1項の規定により、次の表の上欄に掲げる史跡の指定地のうち、岐阜県瑞浪市の区域に属する部分を管理すべき地方公共団体として、道標の下欄に掲げる地方公共団体を指定したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和2年2月27日

文化庁長官 宮田 亮平

【上欄】

名 称 中山道

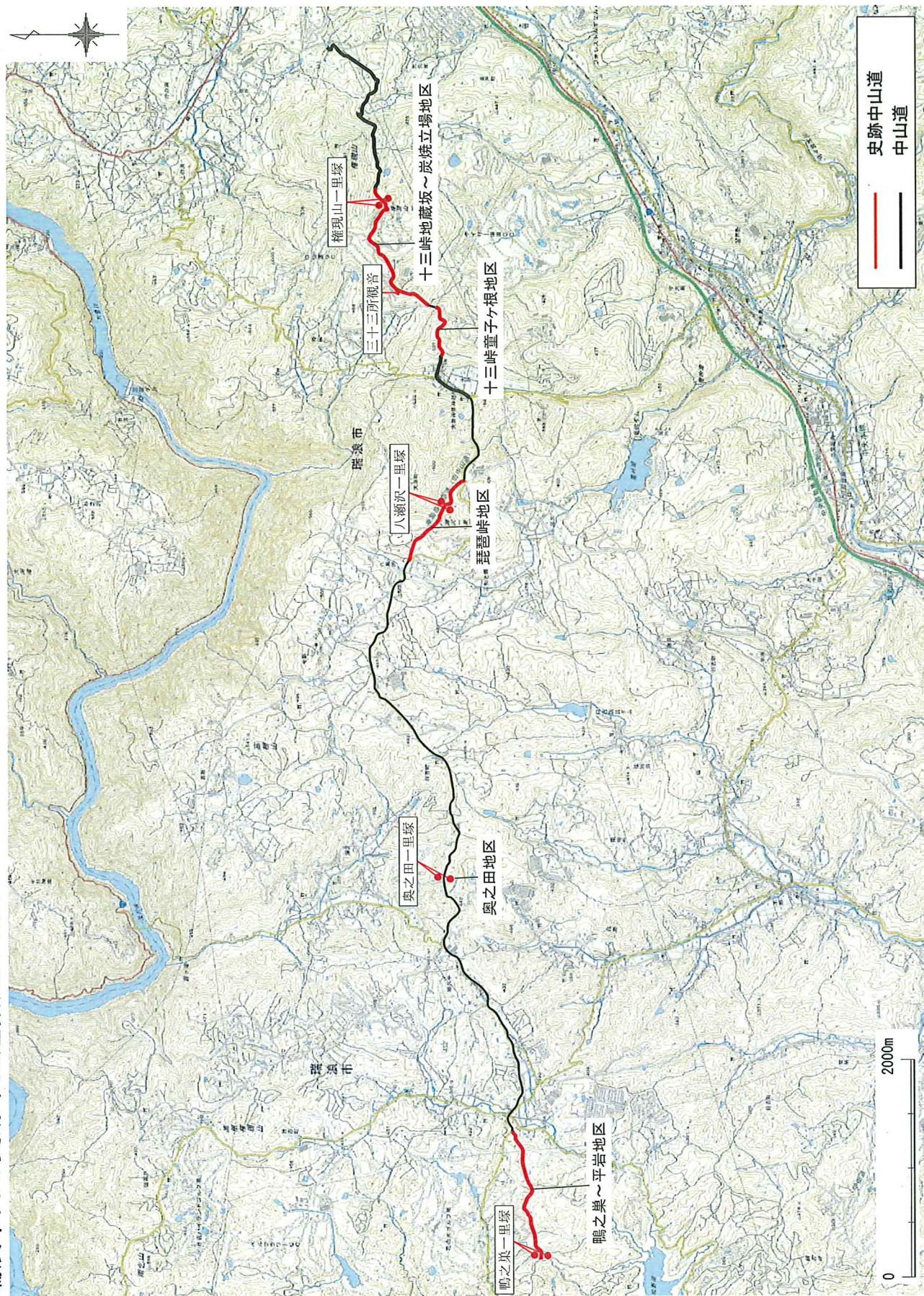
指定告示 昭和62年文部省告示第119号、平成3年文部省告示第55条、平成22年文部科学省告示第18号、平成28年文部科学省告示第145号及び令和元年文部科学省告示第83号

【下欄】

地方公共団体名 瑞浪市（岐阜県）



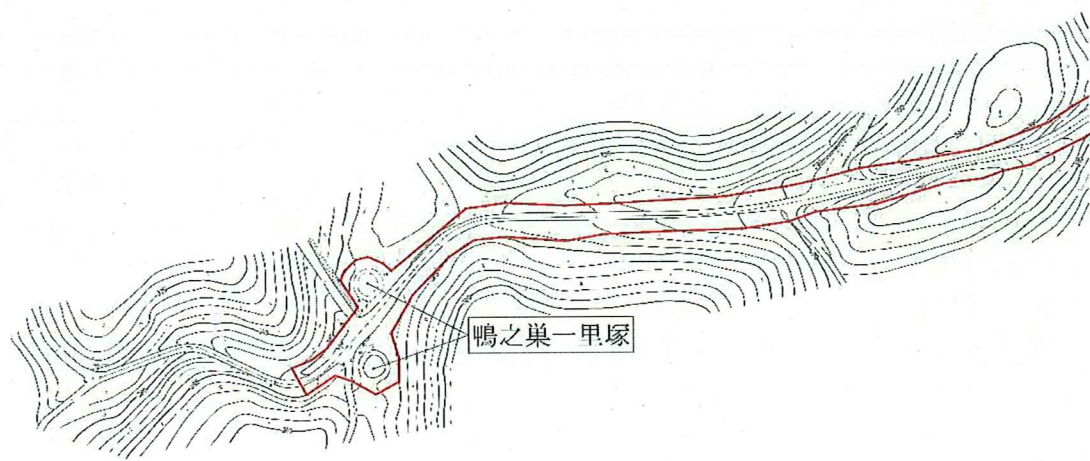
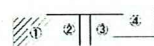
## 瑞浪市内の史跡中山道指定区域図



この地図は国土地理院発行の5万分の1地形図を使用し、作成したものである。



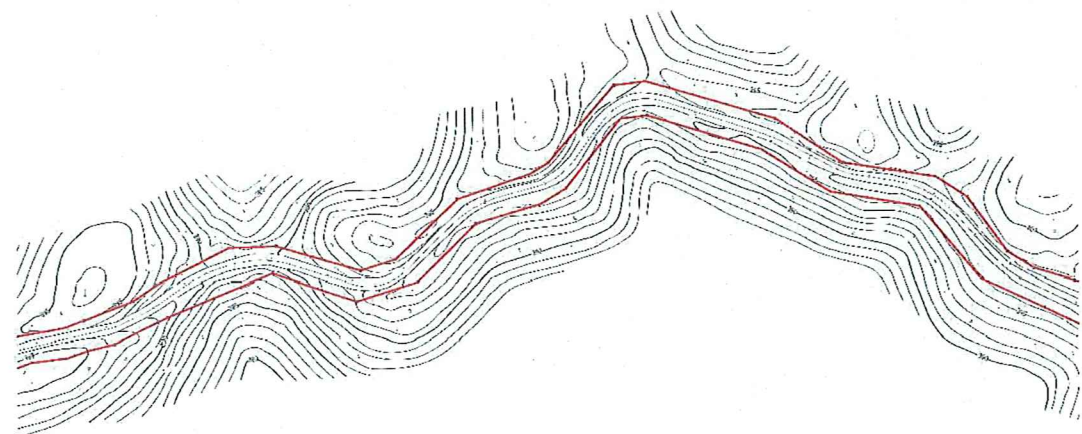
地形図 鴨之巣～平岩地区 1 / 4



— 史跡指定範囲

0 50m

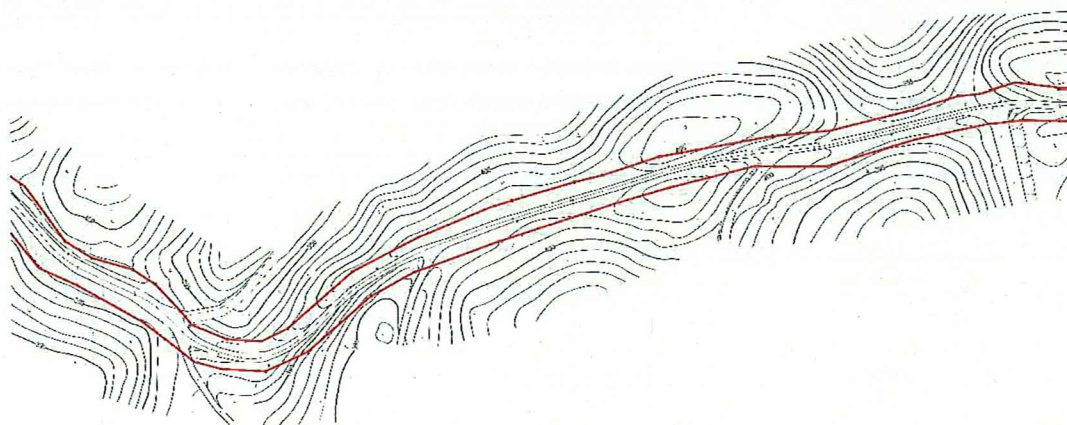
地形図 鴨之巣～平岩地区 2 / 4



— 史跡指定範囲

0 50m

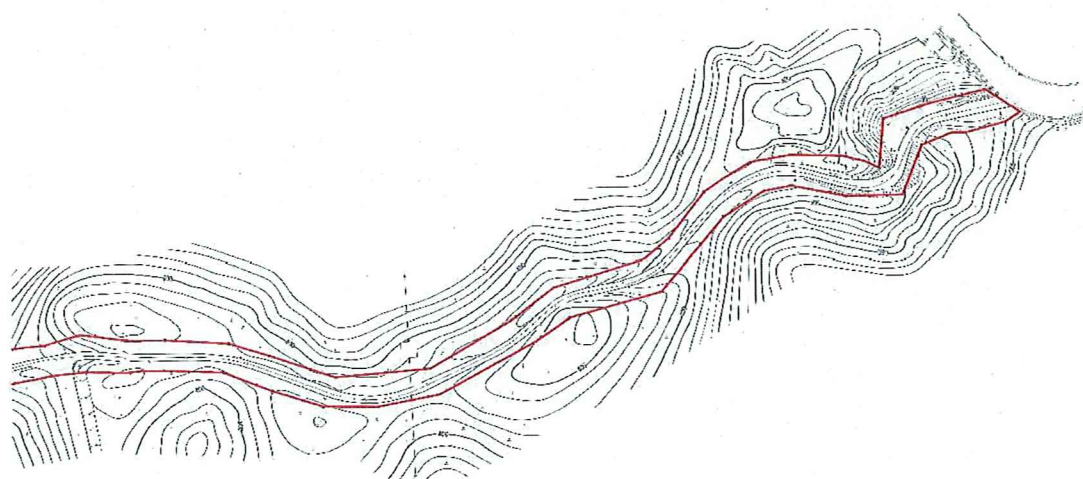
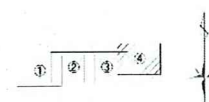
地形図 鴨之巣～平岩地区 3 / 4



— 史跡指定範囲

0 50m

地形図 鴨之巣～平岩地区 4 / 4



— 史跡指定範囲

0 50m